

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 美容師美容師法施行細則の一部改正  
へい、獣処理場等に関する法律施行細則の一部改正
- ◇告示 計量器定期検査の実施  
土地改良区設立認可  
土地改良事業認可  
建設業者の登録  
鳥取県営住宅管理人設置規程  
豚コレラ予防注射の実施  
河川敷地の編入
- ◇公告 昭和三十年年度農業改良普及員及び生活改良普及員資格試験の実施

## 規則

美容師美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに

公布する。

昭和三十年十一月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第五十二号

美容師美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師美容師法施行細則（昭和二十七年二月鳥取県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（用語）

第一条 この規則で「法」とは、美容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）を、「政令」とは、美容師美容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）を、「省令」とは、美容師美容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）をいう。

第二条中「省令」を「政令、省令」に改める。

第三条中「申請書に所定の手数料を添えて」を「申請書」に改める。

第五条の見出しを次のように改める。

(本籍、氏名変更申請 住所変更届)  
 第五条中「省令第四条第一項の規定による届出は」を「省令第四条第一項の規定による申請は」に改め「所定の手数料を添え」を削る。  
 第六条中「申請書に所定の手数料を添えて」を「申請書を」に改める。

第七条中「省令第六条及び第八条第一項」を「省令第六条」に改める。

第八条を次のように改める。

(指定及び変更申請書)

第八条 政令第二条、省令第十条第一項及び第十二条第一項の規定による申請書は正一通副二通とし所轄保健所長を経由しなければならない。

第十条第一項中「省令第十六条の二」を「省令第十七条第一項」に改め、同条第二項中「前項の届出事項に変更があつたときは」を「省令第十七条第二項の規定による変更届は」に改める。

第十一条第二号中「第二十二条の規定による科目に熟

練した者」を「省令第十九条第一項の規定による科目及び第二項による事項に精通し又は熟練した者」に改める。

第十九条中「省令第十九条の二」を「政令第五条第二項」に改める。

第二十条中「及び所定の教科」を削る。

第二十一条中「省令第十九条の二第一項」を「政令第五条第一項」に改める。

第二十二条中「省令第十九条の二第三項」を「政令第五条第一項」に改める。

第二十三条中「省令第十九条の三第二項に規定する」を「政令第五条第三項の規定による」に改める。

第二十四条を次のように改める。

(開設届)

第二十四条 省令第二十条第一項の規定による理容所又は美容所を開設しようとする者は、別記様式第十七号の開設届により届け出なければならない。

2 前項の届け出があつたときは、知事は検査の上法第

十二条及び省令第二十三条の基準に合致したものは、別記様式第十八号による台帳に記載し、別記様式第十九号の開設確認証を交付する。

第二十五条中「省令第二十一条第三号」を「政令第九条第三号」に改める。

第二十六条第一項中「法第十一条」を「法第十一条第二項」に改め、同条第二項中「又は主任技術者」を削り、同条第四項中「開設者は」を「法第十一条第二項の規定により開設者は」に、「別記様式第三十三号」を「別記様式第二十二号」に、「理容所又は美容所開設届出済証」を「理容所又は美容所の開設確認証」に改める。

第二十八条第一項第四号中「床から〇、八メートル以上」を「床から〇、六メートル以上」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号

理容師 免許申請書  
 美容師

本籍

住所

氏名

一 業種別

理容師(美容師)の免許を受けたので理容師美容師法施行規則第一条の規定により関係書類を添えて申請します。

年 月 日

鳥取県知事

殿

名 印

添付書類

一 理容師試験又は美容師試験の合格証書の写又は合格証明書

二 法第二条第一項又は法第三条第一項の養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書

三 法第二条第一項又は法第三条第一項の実地習練(「実地習練」という。)の修了証書の写又は修了証明書

四 戸籍謄本又は戸籍抄本  
五 法第七条に規定する疾病にかかつていないことを証明する医師の診断書

別記様式第三号から別記様式第八号までを次のように改める。

別記様式第三号

理容師 美容師 氏名 本籍 変更申請書

一 新本籍 旧本籍

二 新氏名 旧氏名

三 生年月日

四 業務種別

五 変更理由

六 変更年月日

右のとおり変更したので理容師美容師法施行規則第四条第一項の規定により関係書類を添えて申請します。

年 月 日  
鳥取県知事 殿  
添付書類  
一 免許証  
二 戸籍謄本又は戸籍抄本

別記様式第四号

理容師 美容師 住所変更届

一 新住所 旧住所

二 氏名及び生年月日

三 業務種別

四 免許番号

右のとおり変更したので理容師美容師法施行規則第四条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日  
鳥取県知事 殿  
名 ㊟

鳥取県知事 殿

別記様式第五号

理容師 美容師 免許証再交付申請書

一本籍

二住所

氏 年 月 日生 名

三 業務種別

四 免許番号

五 免許証をき損し又は失つた理由及び年月日

右のとおり免許証をき損(亡失)したので、理容師美容師法施行規則第五条第一項の規定により再交付下さるよう申請します。

年 月 日  
鳥取県知事 殿  
右氏 名 ㊟

別記様式第六号

理容師 美容師 免許証返納書

本籍 住所

氏 年 月 日生 名

一 免許番号

二 業務種別

三 返納の理由

右のとおり理容師(美容師)の免許証を理容師美容師法施行規則第六条の規定により返納します。

年 月 日  
鳥取県知事 殿  
返納者 氏 名 ㊟

別記様式第七号

美容師実地習練所開設届

実地習練所開設年月日		昭和 年 月 日		卒業した指定養成施設		卒業年月日	
住	所	氏	名	生年月日	名	略	歴
者 導 指		本 籍		住 所		氏 名 略 歴	
理容所又は美容所の名称		同上		所在地		住 開 所 設 氏 名	
免許取得都道府県及び免許番号、取得年月日							

右のとおり実地習練所を開設いたしましたから、美容師美容師施行規則第十七条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日 開設者 氏 名

鳥取県知事 殿

別記様式第八号

美容師実地習練届出事項の変更届

施設		理容所又は美容所の名称		同上		所在地		住 開 所 設 氏 名	
者 導 指		本 籍		住 所		氏 名 略 歴		免許証番号及び免許取得府県並びに取得年月日	
実地習練地		住 所		氏 名		生年月日		卒業した指定養成施設	
旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新

右のとおり実地習練届出事項を変更いたしましたから、美容師美容師法施行規則第十七条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日 氏 名

鳥取県知事 殿

備考 一 中止の場合はその理由、移動先その他必要事項を記載のこと。

別記様式第十五号を次のように改める。

別記様式第十五号

美容師試験受験願書

本籍  
住所

氏

年 月 日生 名

一 受験種別

右のとおり美容師（美容師）試験を受けたいので、美容師美容師法施行令第五条第一項の規定により別紙関係書類を添えて出願します。

年 月 日 右 氏 名 ④

鳥取県知事

殿

添付書類

- 一 履歴書
- 二 学校教育法第四十七条の資格を有することを証する書類
- 三 厚生大臣指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
- 四 実地習練修了証書の写又は修了証明書
- 五 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 六 写真（出願前六箇月以内に撮影し表面に住所氏名及び生年月日を記入した名刺型半身のもの）
- 七 健康診断書
- 八 学科試験のみの合格者にあつてはその通知書あるいは写又は証明書

別記様式第十七号から別記様式第二十号までを次のように改める。  
別記様式第十七号

- 一 理容所（美容所）の名称及び所在地
- 二 開設者、管理人の略歴

区	分	開	設	者	管	理	人	備	考
本	籍	所	開	設	者	管	理	人	備
住	所	名	所	在	地				
氏	名	日							
生	年	月							
性	別								
免	許	の	有	無	及	び	免	許	取
道	府	県	並	び	に	番	号		
理	容	又	は	美	容	の	業	に	従
六	年	数							
職	業								
そ	の	他	の	略	歴				

（註）開設者が法人の場合は「その名称」を「氏名」欄へ、代表者住所を「住所」欄へ「おもなる事務所所在地」を「本籍」欄へ「業務及び代表者」を「職業」欄へそれぞれ記載のこと。

三 理容所又は美容所の構造図面及び設備の概要（構造図面別紙のとおり）

理容又は美容機械器具の状況 理容椅子 ヘアーマシン ドライヤー セツト椅子 その他	脚台 脚床 脚板	床及び腰板の構造 面積及び天井との高さ 待合所面積 床面積 天井の高さ	平方メートル 平方メートル メートル	消毒施設の状況 外気の解放面積及びその他	備考
--	----------------	---	--------------------------	-------------------------	----

四 従業員氏名、生年月日及び免許の有無

氏名	生年月日	住	所	備考
			免許の有無及び免許取得都道府県並びに免許番号	

五 営業開始予定年月日

六 従業者の疾病の有無を証する健康診断書（別紙添付）

右のとおり理容所（美容所）を開設したいので理容師美容師法施行規則第二十条の規定によりお届けします。

年 月 日

開設者 氏

名 印

鳥取県知事

殿

別記様式第十八号

美容所台帳

(表 面)

番	施設の名	施設の所在地	区	本	住	氏名及び生年月日	検査成績その他
号	称	地	分	籍	所	日	
美			開			年	
理			設			月	
第			者			日	
号			管			年	
			理			月	
			人			日	
			摘			届	
			要			出	

(裏面)

要 概 の 設 施		理(美)容所施設	理(美)容所の構造	消毒施設の状況	その他
理容椅子	ヘアーマシン	脚	天井の高さ		
ドライヤー	台	腰板	採光面積		
セット椅子	脚	床	平方メートル		
		床面積	換気装置		
		待合面積			
		平方メートル			
		平方メートル			

住本	籍	業	員	氏名	解雇年月日及び転出先
		従業年月日	免許第		
		年 月 日	号	年 月 日生	年 月 日
			免許取得都道府県並びに番号		

別記様式第十九号

←..... 23センチメートル .....→

理(美)容第 号

理容師美容師法による

開 設 確 認 証

理(美)容所所在地

開設者氏名

年 月 日生

鳥 取 県

↑..... 10センチメートル .....↓

別記様式第二十号

美容所設備変更届

一 名称

二 所在地

三 構造設備変更の概要(別紙図面及び説明書のとおり)

右のとおり設備を変更したので理容師美容師法第十一条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日

開設者 氏 名 ㊟

鳥取県知事 殿

別記様式第二十三号及び別記様式第二十四号を次のように改める。  
別記様式第二十三号

美容所 廃止届

- 一 名称
- 二 所在地
- 三 開設者の住所氏名及び生年月日
- 四 廃止の理由

右のとおり廃止しましたので、理容師美容師法第十一条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日

鳥取県知事 殿  
氏 名 ㊟

別記様式第二十四号

理容師 会（連合会）設立届  
美容師

- 一 組合の名称
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 代表者の氏名及び会員数
- 四 設立年月日

理容師美容師法第十四条の第二項（第二項）の規定により、右のとおり設立しましたのでお届けします。

年 月 日

鳥取県知事 届出人 氏 名 ㊟  
添付書類

定款

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（へい）獣処理場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十一月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第五十三号

（へい）獣処理場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（へい）獣処理場等に関する法律施行細則（昭和二十三年十一月鳥取県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条（へい）獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号、以下「法」という。）第四条第三号の規定による公衆衛生上害を生ずる虞のある場所は、名所、旧跡、公園、学校、病院その他多数人の集合する施設から百五十メートル以内の地とする。  
第五条第一号中「五百米」を「百五十メートル」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百八十二号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、鳥取市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十年十一月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

検査日時	検査区域	検査場所
十一月二十九日 午前九時から午後四時まで	鳥取市のうち久松、醇風、遷喬、修立、日進、明徳、富桑、賀露、稲葉山、美保及び中ノ郷小学校の校区	東高等学校 修立小学校
三十日		



十二月一日	遷喬小学校
二日	醇風小学校
五日	鳥取市設魚市場
六日	富桑小学校
七日	明德小学校
八日	郡是製糸乾繭場
九日	日進小学校
十二日	鳥取市役所賀露地区主任詰所
十三日	賀露漁業協同組合
十四日	
十五日	
十六日	

備考 計量法第四十二条但書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十年十一月二十九日から十二月二十八日までとする。

鳥取県告示第五百八十三号  
倉吉市小田山本春信外十九人の者から申請のあつた上北

条土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十年十一月二十二日認可した。  
昭和三十年十一月二十五日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、土地改良区の新たな土地改良事業を行うことについて、次のように認可した。  
昭和三十年十一月二十五日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

土地改良区	名称	認可年月日
中私都村篠波	土地改良区	昭和三十年十一月二十二日
丹置谷		
国分寺		

鳥取県告示第五百八十五号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十年十一月二十五日	鳥取県知事 遠 藤 茂	おまな営業所の所在地	申請者氏名
登録番号	登録年月日	商号又は名称	
鳥取県知事登録（に）第四〇〇号	昭和三十年十月五日	東伯林材株式会社	倉吉市宮川町一四二ノ一 取締役社長 杉本 義夫
第四〇一号	十月七日	中 田 組	鳥取市下味野一六四 中田 一雄

鳥取県告示第五百八十六号

鳥取県営住宅管理条例（昭和二十六年十二月鳥取県条例第六十六号）に基づき、鳥取県営住宅管理人設置規程を次のように定める。  
昭和三十年十一月二十五日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県営住宅管理人設置規程

第一条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）

（目的）  
2 管理人の任期は、一年とする。但し、補欠により就任した管理人の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十三条の規定によつて設置した鳥取県営住宅監理員（以下「監理員」という。）の行う職務を補助させるため、鳥取県営住宅管理人（以下「管理人」という。）を設置する。  
（選任及び任期）  
第二条 管理人は、県営住宅入居者のうちから知事が任命し又は委嘱する。

3 前項に定める任期は、四月一日から起算する。

4 管理人は、再任されることができ、  
(報酬)

第三条 管理人に対しては、手当を支給することができ、  
る。

(職務)

第四条 管理人は、次の職務を行うものとする。

- 一 入居者に対する通知書等の配付をすること。
- 二 修繕すべき住宅等の破損箇所及び不正入居者並びに長期不在者についてその実情を監理員に報告すること。

三 共同使用による電灯料金及び水道使用料金の名義人となり、これら料金の徴収及び支払をすること。

四 前各号のほか特に監理員の指示すること。

(秘密を守る義務)

第五条 管理人は、職務上知り得た入居者の秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和三十年十二月一日から施行する。
- 2 第二条に定める任期は、昭和三十年に限り十二月一日から昭和三十一年三月三十一日までとする。

鳥取県告示第五百八十七号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十年十一月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚、但し生後四十日以内及び分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施月日 実施区域 実施場所

十一月二十九日 東伯郡赤碕町 同上

中山村(旧下中山村)

東伯町(旧八橋町)

十二月一日 (旧浦安町)

閔金町(旧南谷村、旧矢途村)

赤碕町(旧成美村)

東伯町(旧安田村)

東伯町(旧下郷村)

泊村

倉吉市(旧上小鴨村)

(旧北谷村)

東伯郡三朝町(旧三朝町)

十日 倉吉市(旧上井町)

東伯郡三朝町(旧旭村)

倉吉市(旧小鴨村)

(旧西郷村)

十三日 (旧高城村)

(旧小鴨村)

十四日 (旧高城村)

東伯郡由良町

十五日 大栄町(旧大誠村)

鳥取県告示第五百八十八号

次の土地は、千代川改修工事に伴い河川の敷地に編入した。

昭和三十年十一月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

所在地位番	地目	地積	国有財産取得年月日
三五三	田	1,000	三、五
三五四	田	1,010	三、五
三五五	田	400	四、一五
三五六	田	1,131	四、一五
三五七	田	1,102	四、一五
三五八	田	1,131	四、一五
三五九	田	1,131	四、一五
三五九ノ一	田	1,100	四、一三
三五八ノ一	田	1,100	四、一三
三五九	田	1,012	三、三〇
三五九ノ一	田	1,100	四、一四
三六〇	田	1,114	三、三〇
三六〇ノ一	田	1,100	三、三〇

所在地位番	地目	地積	国有財産取得年月日
一一四ノ二	田	1,016	大正一五、四、一二
一一五ノ二	田	1,018	四、一三
一五四ノ二	学校敷地	1,003	六、一八
三四四ノ二	田	1,251	三、五
三四五ノ三	田	1,016	四、二四
三四五ノ四	田	1,016	四、二四
三四六ノ一	田	1,100	四、二三
三四六ノ三	田	400	四、一五
三四七	田	400	四、二四
三四七ノ一	田	400	四、二四
三四八	田	1,137	三、五
三四八ノ一	田	1,100	三、五
三四九	田	1,109	五、五
三五〇	田	1,100	四、二三
三五〇ノ一	田	1,100	四、二三
三五二	田	1,100	五、五

公 告

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例  
(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号) 第二条の  
規定に基き、昭和三十年年度農業改良普及員及び生活改良  
普及員資格試験を次のとおり行う。

昭和三十年十一月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 受験資格

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)によ  
る大学、都道府県立農業講習所、財団法人農民教育  
協会鯉淵学園若しくは学校法人自由学園最上高学部に  
おいて、農業若しくは家政に関する正規の課程を修  
めて卒業した者及び当該課程を修める者のうち、試  
験期日から起算して三箇月以内に卒業見込の者、旧  
大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学、  
旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)によ  
る専門学校若しくは旧財団法人農民教育協会高等農

事講習所において農業若しくは家政に関する正規の  
課程を修めて卒業した者、専門学校卒業程度検定規  
程(昭和十八年文部省令第四十六号)により農業に  
関する学科目の検定に合格した者又は旧実業学校教  
員検定ニ関スル規程(大正十一年文部省令第四号)  
若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程(明治  
四十一年文部省令第三十二号)により農業若しくは  
家政に関する学科目の検定に合格した者。

(二) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和  
十八年勅令第三十六号)による中等学校、旧実業学  
校令(明治三十二年勅令第二十九号)による実業学  
校、旧高等女学校令、(明治三十二年勅令第三十一  
号)による高等女学校、旧中学校令(明治三十二年  
勅令第二十八号)による中学校若しくは学校法人自  
由学園高等科を卒業した者又は大学入学資格検定規  
程(昭和二十六年文部省令第十三号)、旧専門学校  
入学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)  
若しくは旧実業学校卒業程度検定規定(大正十四年

文部省令第三十号)による検定に合格した者で、卒  
業又は検定合格後当該試験の実施期日までに次のイ  
若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間  
を通算した期間が三年以上に達するもの。

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の  
農業若しくは家政に関する試験研究機関又は教育  
機関における農業又は家政に関する試験研究又は  
教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体に  
おける農業又は家政に関する技術についての普及、  
指導奨励又は実務

ハ 旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこ  
れと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格  
とする教育機関(ハ)に規定するものを除く。)にお  
いて農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者  
で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関にお  
ける修業年限とロのイ若しくはロの職務に従事した  
期間又はその通算期間との合計が三年以上に達する

もの。

四 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令によ  
る学校を卒業した者で、日本国におけるこれと同等  
の学校を卒業した者とみなされ、(ハ)(ロ)により資格  
を有するもの。

四 外国にある学校(四)の学校を除く。)を卒業した  
者で、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事  
がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業し  
た者とみなされ(ハ)(ロ)により資格を有するもの。

ハ 外国の行政機関、教育機関又は団体において農業  
若しくは家政に関する技術についての試験研究、教  
育、普及又は指導奨励に従事した者で、知事がこれ  
に相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関  
又は法人格を有する団体において、当該在職期間と  
同一期間試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事  
した者とみなされ(ハ)(ロ)により資格を有するもの。

二 試験実施方法

(一) 受験出願書類受付期間

昭和三十年十一月二十四日から  
昭和三十年十二月二十三日まで

(一) 受験出願書類提出先  
鳥取県経済部農業改良課

(二) 試験期日  
昭和三十一年二月一日から四日までの四日間

毎日午前九時開始午後四時三十分終了。但し、生活改良普及員資格試験は第一日に限り午後一時から試験開始。

(三) 試験場所  
鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

(四) 試験項目  
試験は筆記試験、実地試験及び口述試験に分けて行う。

筆記試験は次の必須項目と選択項目について行い、  
選択項目は、次の中適宜二項目を選定して受験するものとする。

試験の種類

必須項目

選択項目

農業改良普及員資格試験

- 一 作物及び園芸
- 二 土壌及び肥料
- 三 病虫害
- 四 畜産
- 五 農機具
- 六 農業経営
- 七 農政時事問題

- 一 農業気象
- 二 植物生理
- 三 家畜生理及び衛生
- 四 家畜飼養
- 五 農畜産加工
- 六 農業簿記
- 七 林業一般
- 八 農業土木

生活改良普及員資格試験

- 一 被服
- 二 住居
- 三 食物
- 四 家庭管理
- 五 家庭保健衛生

- 一 農業一般
- 二 育児
- 三 家庭看護
- 四 家庭物理
- 五 家庭生物
- 六 家族関係
- 七 教育

(五) 筆記試験は新制大学卒業程度で行う。  
(六) 実地試験は、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うために必要な科学

的技術及び知識について行う。  
(六) 口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

(七) 出願書類

- 1 受験願書(別記第一号様式)
  - 2 履歴書(別記第二号様式)
  - 3 写真(最近六箇月以内に撮影した正面、上半身無帽の手札型で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を自書すること。)
  - 4 最終学校卒業証明書又は試験検定合格証明書
  - 5 受験有資格者であることを証明する書類(別記第三号様式)
  - 6 身体検査書(県立保健所発行のもの。)
- 別記第一号様式(日本標準規格B5判)

受 験 願 書  
本籍地  
現住所

氏(ふり) 名(な)  
年 月 日 年 月 日  
氏(ふり) 名(な)  
年 月 日 年 月 日

選択項目(何々、何々)  
農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

鳥取県知事 氏 名 殿  
氏 名 殿

別記第二号様式(用紙和紙)

履 歴 書  
本籍地  
現住所

氏(ふり) 名(な)  
年 月 日 年 月 日  
氏(ふり) 名(な)  
年 月 日 年 月 日

学 歴

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右 氏 名 印

別記第三号様式(日本標準規格B5判)

受験資格証明書

職名 氏名

年 月 日生

一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所

一 試験研究に従事した期間及び勤務場所

一 教育に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する。

所属長 職名 氏

名 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認了

発行日 火、金

印 發

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町